

宇都宮大学 地域デザイン科学部 共通専門科目
「地域プロジェクト演習」について
【よくあるご質問集】



～地域をつなぐ 未来につなげる～

(平成 28 年 12 月発行)

目 次

I プログラム全体について	1
1. 栃木県内のすべての自治体が、地域プロジェクト演習を受入れなければならないですか？	
2. 希望する自治体には、「地域プロジェクト演習」の一環として必ず学生が配置されますか？	
3. 受入は単年度ですか、複数年度ですか？複数年度の場合具体的に何年間ですか？	
4. 受入に際して、自治体でどのような業務が、どの程度発生しますか？	
5. 自治体の金銭的負担はありますか？	
6. 自治体で希望するテーマを提出することは可能ですか？	
7. 受入れる学生は、1～2年次までに地域課題について、どの程度専門的な知識を取得していますか？	
8. 受入れに伴う各種トラブルへの対応は、すべて大学が対応しますか？	
9. 自治体は学生を受入れることによってどのようなメリットを期待できますか？	
II 受入について	4
10. 直接の受入先となる地域 PJ パートナーへ事前にどの程度の説明をしておけばよいですか？（地区内回覧、役員への説明等）	
11. テーマと地域 PJ パートナーは毎年変わりますか？	
12. 学生は、地域 PJ パートナーのところへ、どの程度の頻度で、何回程度、調査に入りますか？	
13. 受入自治体は、各地域 PJ パートナーのテーマに関して事前に資料を作成する必要はありますか。ある場合、準備する資料はどの程度の内容が求められますか？	
14. 現地調査の際、市町の職員が同行する必要はありますか？	
15. 休日等は自治体で対応が困難なケースも想定されます。その際、現地調査は、学生のみで実施しますか？	
16. 現地調査で市民に対応をお願いする場合、謝礼等は出ますか？	
17. 地域 PJ パートナーの主な活動場所までの移動に公共交通機関を使えない場合は、どのように対応しますか？	
III 受入後の成果について	6
18. 地域プロジェクト演習で得られた実態調査等の調査結果（統計データ、住民意見等）を自治体へ提供してもらえますか？	
19. 地域プロジェクト演習の成果物（地域から抽出された具体的な課題やその課題解決へ向けた提案等）を自治体へ提供してもらえますか？	
20. 地域プロジェクト演習終了後に、成果発表などの形で地域 PJ パートナーおよびその地域	

へ向けて報告等を行いますか？

21. 地域プロジェクト演習で明らかにされた地域課題について、その後自治体が要望すれば、大学と自治体の共同研究などへつないでもらえますか？

IVその他 7

22. 受入自治体や地域 PJ パートナーが実施する祭礼やイベント開催時に、学生に協力を求めることは可能ですか？
23. 前項のような場合、大学側での保険等は対象となりますか？別途、保険対応をする必要がありますか？

I プログラム全体について

1. 栃木県内のすべての自治体が、地域プロジェクト演習を受入れなければならないですか？

— 必ず受入れをお願いするものではありません。積極的に受入れを希望してくださる自治体と協働して進める教育プログラムです。

2. 希望する自治体には、「地域プロジェクト演習」の一環として必ず学生が配置されますか？

— 受入を希望する自治体へは、テーマと地域PJパートナーを調整した上で可能な限り学生を配置します。しかし、調整担当を配置していただく自治体は毎年度5つ程度に限定されます。そのため、調整担当の配置、テーマと地域PJパートナーの選定・調整など実施体制が十分に整った自治体が優先されます。

また、一定期間が過ぎましたら、受入実施体制が整った自治体へ順次移行する計画です。

3. 受入は単年度ですか、複数年度ですか？複数年度の場合具体的に何年間ですか？

— 「地域プロジェクト演習」は、通年で開設される授業ですので、単年度で修了いたします。しかし、同じ地域PJパートナーに複数年受入れていただける場合は、複数年間継続して受入をお願いいたします。

4. 受入に際して、自治体でどのような業務が、どの程度発生しますか？

— 具体的な業務としては、大学（地域デザインセンター）との連絡・調整、地域PJパートナーの紹介・調整、学生と地域PJパートナーの橋渡し、現地調査に必要な情報提供などです。地域PJパートナーの数やそこでの課題によって業務量は異なることが予想されます。詳しくは『「地域プロジェクト演習」について【自治体版】』の《時間割および実施例》（6～7ページ）をご参照ください。

5. 自治体の金銭的負担はありますか？

— 受入自治体の費用負担は一切ございません。ただし、地域PJパートナーの主な活動場所が公共交通機関のない地域である場合、学生の移動手段確保へのご協力を仰ぐ場合があります。

6. 自治体で希望するテーマを提出することは可能ですか？

— 可能です。テーマと地域PJパートナーは、地域の状況やニーズに応じて設定させていただきます。ただし、地域デザイン科学に資さないあるいは学生の学習環境として適切でないと地域デザインセンターで判断された場合、そのテーマ

や地域PJパートナーをお断りすることもございますのでご了承ください。

7. 受入れる学生は、1～2年次までに地域課題について、どの程度専門的な知識を取得していますか？

— 地域デザイン科学部に含まれる3学科（コミュニティデザイン学科、建築都市デザイン学科、社会基盤デザイン学科）の学生が、各学科の専門性に加え、1年次より3学科共通で専門的知識を身につけるための科目を履修しています。

ただし、3学科の学生全員が受講する必修科目は、「地域デザイン訪問」、「地域の姿と課題Ⅰ」、「地域コミュニケーション演習」、「地域プロジェクト演習」の4つになります。その他、どの共通専門科目が必修科目となるかは、各学科によって異なります。

＜共通専門科目＞

1年次履修：「地域デザイン訪問」、「地域コミュニケーション演習」

「地域の姿と課題Ⅰ」、「地域デザイン学序論A、B、C」、

2年次履修：「地域コミュニケーション演習」、「GIS演習」

3年次履修：「ワークショップ演習」、「地域の姿と課題Ⅱ」、「地域デザイン倫理」

「地域プロジェクト演習」

8. 受入れに伴う各種トラブルへの対応は、すべて大学が対応しますか？

— 大学が地域の方と協議のうえ、責任をもって対処いたします。ただし、速やかにトラブルを解決するため、地域を良く知る自治体の方にご助言いただいたり、ご協力を仰いだりする場合がございます。

さらに、現地において緊急を要する問題が発生した場合、大学側に24時間対応できる体制を整えておりますが、現場へいち早く駆けつけるため、現場に近い自治体職員の方にご協力をお願いする場合があります。

また、トラブルを未然に防ぐため、学生および地域PJパートナーの見守りをお願いいたします。

9. 自治体は学生を受入れることによってどのようなメリットを期待できますか？

— 最短でも1年間、学生が地域と関わることを前提に、まちづくりに取り組むことができます。そして、地域課題に対し、学生の視点による提案などの成果が得られます。

また、確約はできませんが、学生が調査研究以外の場面で地域の行事に参加したり、自ら企画したイベントや事業を地域で実行したり、4年次の卒業論文のテーマとしてさらに調査・分析をしたり、関わった自治体の職員として就職を希望するなどの効果も期待できます。

この他、この授業を通じて自治体の取組を広く発信できたり、テーマによっては、より高度な共同研究へと発展するきっかけになる可能性もあります。

Ⅱ 受入について

10. 直接の受入先となる地域PJパートナーへ事前にどの程度の説明をしておけばよいですか？（地区内回覧、役員への説明等）

— 地域PJパートナーへは、事前に地域プロジェクト演習の概要をお伝えすると同時に、テーマについての連絡・調整をお願いいたします。お伝えいただく内容の詳細は、『「地域プロジェクト演習」について【地域PJパートナー版】』をご用意しますので、ご活用ください。

現在、すべての教職員が地域PJパートナーへご挨拶に回れるよう調整しているところです。詳細が決まりましたら再度ご案内いたします。

また、自治体内に複数の地域PJパートナーがいる場合、トラブルを未然に防ぐために、可能な範囲で、市町の広報誌や自治会町内会の回覧板など地域全体への周知にご協力をお願いいたします。

11. テーマと地域PJパートナーは毎年変わりますか？

— 毎年変更しても変更しなくてもかまいません。

ただし、同じテーマと地域PJパートナーで継続して取組んでいただくことにより、地域PJパートナーがより落ち着いて学生と共に課題に取り組み、地域課題を具体的な解決へ導ける可能性が高まります。

例えば、1年目に課題の掘り起こし、2年目に課題に対する具体策の提案、3年目に具体策を使った社会実験をするといったことも考えられます。（※ 学生は、単年度で入れ替わりながら、毎年、課題解決に向けた提案を行います。）

テーマの引継ぎの具体的な方法については、今後学内の指導方法のなかで検討し、随時ご報告いたします。

12. 学生は、地域PJパートナーのところへ、どの程度の頻度で、何回程度、調査に入りますか？

— 学生が地域PJパートナーのところへ出向くのは、主に、調査設計を行う5月後半、現地調査を行う7・8・9月、追加調査を行う10月および11月後半から12月前半です。学生が主体的に調査を設計・実行しますので、調査の頻度はチームによって異なりますが、少なくとも3回以上現地に入ります。

13. 受入自治体は、各地域PJパートナーのテーマに関して事前に資料を作成する必要がありますか。ある場合、準備する資料はどの程度の内容が求められますか？

— 受入開始前、地域PJパートナーを決定していく際に、地域PJパートナーに関する簡単な資料の作成をお願いいたします。

受入決定後、4月下旬に、講義の中で、人口や地域資源などの地域の特徴、な

らびにテーマと地域PJパートナーについて、各自治体10分～15分程度で、紹介（プレゼンテーション）をお願いいたします。

その他、学生からテーマや地域PJパートナーに関連する情報を求められた際に、ご協力をお願いいたします。

14. 現地調査の際、市町の職員が同行する必要はありますか？

— 調整担当には学生と地域PJパートナーとの最初の橋渡しをお願いいたしますが、その後の調査に毎回引率をする必要はございません。現場の判断により必要だとは判断された場合のみ、お願いいたします。

15. 休日等は自治体で対応が困難なケースも想定されます。その際、現地調査は、学生のみで実施しますか？

— 原則、現地調査は学生のみで実施いたします。自治体へご協力をお願いする場合は、平日に行うよう学生を指導いたします。

16. 現地調査で市民に対応をお願いする場合、謝礼等は出ますか？

— 授業の一環として実施するため、謝礼等をお渡しすることはできません。ただし、成果物は地域へ還元いたします。大学と地域が共に、次世代を担う若者を育てるという目的の下で実施される授業であることをご理解いただきますと幸いです。

17. 地域PJパートナーの主な活動場所までの移動に公共交通機関を使えない場合は、どのように対応しますか？

— 地域PJパートナーの主な活動場所は公共交通機関を利用して学生が行ける範囲を想定しています。しかし、公共交通機関が利用できない地域であっても、自治体や地域PJパートナーからのご支援をいただける際は、別途検討してまいります。

Ⅲ 受入後の成果について

18. 地域プロジェクト演習で得られた実態調査等の調査結果（統計データ、住民意見等）を自治体へ提供してもらえますか？

— 授業終了後、学生の分析結果は地域（自治体および地域PJパートナーなど）へご提供いたします。授業の過程で実施した調査の結果については、社会調査法の倫理に照らし取り扱いについてご相談させていただく場合がございます。

19. 地域プロジェクト演習の成果物（地域から抽出された具体的な課題やその課題解決へ向けた提案等）を自治体へ提供してもらえますか？

— 研究成果はすべてご提供いたします。それと同時に、地域デザインセンター・ホームページ等で一般に公開されます。

20. 地域プロジェクト演習終了後に、成果発表などの形で地域PJパートナーおよびその地域へ向けて報告等を行いますか？

— 年間に3回、評価のための合同発表会が実施されます。受入自治体および地域PJパートナーの方々には、合同発表会の場を公開いたします。さらに、最終の合同発表会で、優れた内容だと認められた上位数グループは、年度末に一般に公開される報告会（RDC主催シンポジウム「地域×デザイン×大学」）において、口頭発表を行います。

この他、地域での報告会等の企画・運営は、各学生チームと自治体や地域PJパートナーと相談の上で、自由に行ってください。実施が決まった場合は、大学（地域デザインセンター）へお知らせください。

21. 地域プロジェクト演習で明らかにされた地域課題について、その後自治体が要望すれば、大学と自治体の共同研究などへつないでもらえますか？

— 自治体が希望される場合、教員との共同研究等へおつながりすることもできます。その際には、あらかじめ自治体は、何のために何をどのように実現させたいのか、調査研究の目的をある程度具体的におもちください。加えて、研究資金の有無や契約する期間、教員の実務労働時間の目安などがあるとより早く教員とのマッチングを図ることができます。

ただし、それらが充分明確でない場合でも、ご相談には応じられますので、地域デザインセンターへお問い合わせください。

IVその他

22. 受入自治体や地域PJパートナーが実施する祭礼やイベント開催時に、学生に協力を求めることは可能ですか？

— 学生へお声かけいただいてもかまいません。その際には、授業外の扱い、つまり学生の個人的な行動として位置づけられますので、学研災および学研賠の適用外になります。学生の安全確保には格段のご配慮をお願いいたします。次項の質問と回答もご参照ください。

この他、より広く地域デザイン科学部の学生へ呼びかけたい場合は、地域デザインセンターのホームページにございます「掲出届」をご記入いただき、地域デザインセンターにメールでお送りください。地域デザインセンターが設置する学内の掲示板へ掲示いたします。

23. 前項のような場合、大学側での保険等は対象となりますか？別途、保険対応を要する必要はありますか？

— 本学学生は、入学時に公益財団法人日本国際教育支援協会が提供する学生教育研究災害傷害保険（以下、学研災）および学研災付帯賠償責任保険（以下、学研賠）に加入しています。本授業に係る現地調査は、授業の一環として学研災および学研賠が適用されますが、授業外のボランティア等に関しては、学研災および学研賠が適用されませんのでご注意ください。

学生へはボランティア保険への加入を推奨しておりますが、受入自治体におきましてもボランティア保険の加入をお声かけいただくなど、学生の安全確保には格段のご配慮をお願いいたします。